

証券コード 8403

平成22年11月

株 主 各 位

大阪府中央区北浜四丁目 5 番33号

住友信託銀行株式会社

取締役社長 常 陰 均

臨時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には「当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」を第1号議案として上程いたしますが、同議案につきましては、会社法第322条の規定に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁以下のご案内に従って平成22年12月21日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年12月22日（水曜日）午前10時〔午前9時開場〕
2. 場 所 大阪府中央区北浜四丁目 5 番33号
住友ビルディング12階会議室

3. 会議の目的事項

【臨時株主総会】

決議事項

第1号議案 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

議 案 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

4. 議決権行使についてのご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。

5. 株主様へのお願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

以 上

（株主様へのお知らせ方法）

株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類の内容について、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ

(http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html)

において、掲載することによりお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催日の前日（平成22年12月21日（火曜日））午後5時までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の開催日の前日（平成22年12月21日（火曜日））午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【当社証券代行部 専用ダイヤル】☎0120-186-417（午前9時～午後9時）
＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞☎0120-176-417（平日：午前9時～午後5時）

3. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

目 次

	(ページ)
株主総会参考書類	7
第1号議案 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 との株式交換契約承認の件	7
添付資料1 株式交換契約書（写）	15
添付資料2 株式交換契約に関する覚書（写）	23
添付資料3 普通株式交換比率に係るファイナンシャル・ アドバイザーの分析概要	25
添付資料4 中央三井トラスト・ホールディングス 定款	33
添付資料5 中央三井トラスト・ホールディングス 定款変更案 …	43
添付資料6 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の 最終事業年度に係る計算書類等	53
第2号議案 定款一部変更の件	101
種類株主総会参考書類	103
ご参考	105

【臨時株主総会】

株主総会参考書類

第1号議案

議案及び参考事項

第1号議案 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との 株式交換契約承認の件

当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）とは、平成22年8月24日をもって、両グループの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して最終的な合意に達したため、平成23年4月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全子会社、中央三井トラスト・ホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び経営統合契約を締結いたしました。

また、当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、平成22年10月28日付で、本株式交換契約第9条第2項に基づき、本株式交換契約の一部を構成する合意として、「株式交換契約に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約及び本覚書の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約及び本覚書の内容等は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

一昨年来の金融危機を契機として、社会や経済の構造は、世界的に大きな転換期を迎え、お客様が抱える資金や資産の運用・管理に関する課題は一層高度化・複雑化しております。また、我が国におきましては、少子高齢化や経済の成熟化が進む中、有望分野に対し豊富な個人金融資産や年金等の資金を円滑に供給し、経済の持続的成長を実現させることが喫緊の課題となっております。このような資金や資産に関する様々な課題を解決するうえで、高度な専門性と幅広い業務分野を有する我々信託銀行グループがまさに真価を発揮すべき時代を迎えているものと認識しております。

当社と中央三井トラスト・ホールディングスは、このような共通認識のもと、両グループの人材やノウハウ等の経営資源を結集し、当社グループの多様性と中央三井トラスト・グループの機動力といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることとし、本経営統合を行うことに合意いたしました。

添付資料1

添付資料2

添付資料3

添付資料4

本経営統合により、新しい信託銀行グループは、両グループが永年におたり培ってきた信託銀行ならではの高度な専門性を大幅に強化できるとともに、相互の顧客基盤と店舗ネットワークを補完・融合し、信託銀行業界のみならず、我が国金融機関を代表するステイタスと強みを有することとなります。

本経営統合は、持株会社方式によるものとし、早期の経営統合を図る観点から、既に持株会社体制となっている中央三井トラスト・ホールディングスを新しい信託銀行グループの持株会社として活用します。具体的には、当社が中央三井トラスト・ホールディングスと本株式交換を実施するとともに、中央三井トラスト・ホールディングスは、本株式交換の効力発生日付で商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」といいます。）に変更します。新しい信託銀行グループは、本株式交換実施後、平成24年4月1日を目処に、グループ傘下の当社、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社の信託銀行3社を合併により統合することを予定しており、システムや事務の効率化、人員の最適配置、店舗網の再編成等を推進してまいります。

このように、専門信託銀行グループである両グループを統合し、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した独自の高付加価値を創出する、新しいビジネスモデルの金融機関として持続的な成長を実現することが、株主の皆さまをはじめとする各ステークホルダーにとって最良の方策であると判断しております。

2. 株式交換契約の内容

株式交換契約の内容は、添付資料1「株式交換契約書（写）」及び添付資料2「株式交換契約に関する覚書（写）」のとおりであります。

なお、本株式交換契約第9条第2項に定める、中央三井トラスト・ホールディングスの臨時株主総会兼種類株主総会における取締役及び監査役の選任に係る議案につきましては、107頁から111頁にご参考として掲載しております。

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

ア. 普通株式

本株式交換により当社の普通株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス、以下同じ。）の普通株式1.49株を割当て交付します。

また、本株式交換により三井住友トラスト・ホールディングスが発行する予定の普通株式数は、2,495,111,627株です。ただし、当該普通株式数は、平成22年3月31日現在における当社の発行済普通株式の総数（1,675,128,546株）及び当社が有する自己株式数（556,984株）

に基づいて算定した数であり、三井住友トラスト・ホールディングスが発行する普通株式数は変動することがあります。

なお、当社は、法令等に従い、本株式交換により三井住友トラスト・ホールディングスが当社の発行済株式（三井住友トラスト・ホールディングスが有する当社の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

① 算定の基礎

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーに普通株式交換比率の分析を依頼することとし、当社はU B S証券会社（以下「U B S」といいます。）及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケッツ」といいます。）を、中央三井トラスト・ホールディングスはJ Pモルガン証券株式会社（以下「J.P. モルガン」といいます。）及び野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本株式交換に係る普通株式交換比率の分析に関するファイナンシャル・アドバイザーとしてそれぞれ選定しました。

U B S、大和証券キャピタル・マーケッツ、J.P. モルガン及び野村證券による普通株式交換比率の分析結果等は、添付資料3「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」のとおりであります。なお、当社は、平成22年8月24日付にてU B S、及び平成22年8月23日付にて大和証券キャピタル・マーケッツから、添付資料3「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」記載の前提条件その他一定の前提条件の下、合意された普通株式交換比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、中央三井トラスト・ホールディングスは、平成22年8月23日付にてJ.P. モルガン及び野村證券から、添付資料3「普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要」記載の前提条件その他一定の前提条件の下、合意された普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングス又はその普通株主にとって財務的見地から公正又は妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）をそれぞれ取得しています。

② 算定の経緯

当社はU B S及び大和証券キャピタル・マーケッツの分析結果を参考に、中央三井トラスト・ホールディングスはJ.P. モルガン及

び野村證券の分析結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成22年8月24日付で最終的に本株式交換契約第2条第1項記載の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定しました。

なお、当社は、平成22年10月28日までの間、本株式交換における普通株式交換比率の前提となった諸条件に重大な変更がない旨を確認しております。

③ ファイナンシャル・アドバイザーとの関係

UBS、大和証券キャピタル・マーケット、J.P. モルガン及び野村證券は、それぞれ当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ. 優先株式

本株式交換により、当社の第1回第二種優先株式1株について、三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式1株を割当て交付します。三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式の発行要項に定める条件は、添付資料1「株式交換契約書（写）」別紙1記載のとおりであり、当社の第1回第二種優先株式の発行要項に定める条件と実質的に同一のものとなります。

また、本株式交換により三井住友トラスト・ホールディングスが発行する予定の第1回第七種優先株式の数は、109,000,000株です。

ただし、当該種類株式数は、平成22年9月30日現在における当社の発行済の第1回第二種優先株式の総数（109,000,000株）に基づいて算定した数であり、三井住友トラスト・ホールディングスが発行する第1回第七種優先株式の数は変動することがあります。

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、当社が発行している第1回第二種優先株式については、三井住友トラスト・ホールディングスが新たに発行する第1回第七種優先株式において、当社の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや当社の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、当社の発行する第1回第二種優先株式1株につき三井住友トラスト・ホールディングスの第1回第七種優先株式1株を割当て交付することで合意しております。

なお、三井住友トラスト・ホールディングスにおいて第1回第七種優先株式を発行するために必要な中央三井トラスト・ホールディングスの定款変更議案については、平成22年12月22日に開催予定の中央三井トラスト・ホールディングスの臨時株主総会兼種類株主総会において決議される予定です。

(2) 交換対価として三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式及び第1回第七種優先株式を選択した理由

ア. 普通株式

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、当社普通株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式を選択しました。

当社は、(i)本株式交換の効力発生日をもって三井住友トラスト・ホールディングスとなる中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されており、売買取引高も大きく、高い流動性を有するため、取引機会が確保されること、(ii)当社普通株式を有する株主の皆様が三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社普通株式を有する株主の皆様は、本経営統合によるシナジーその他本経営統合によって形成される新しい信託銀行グループの成長によって得られる利益を享受することが可能であること、及び(iii)本株式交換後の三井住友トラスト・ホールディングスの資本政策等を考慮して、三井住友トラスト・ホールディングスの普通株式を本株式交換における交換対価とすることが適切であると判断しました。

イ. 優先株式

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、当社が発行している第1回第二種優先株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングスが新たに発行する第1回第七種優先株式を選択しました。

当社は、(i)いわゆる社債型の優先株式である当社の第1回第二種優先株式を有する株主の皆様の利益、(ii)本株式交換後の三井住友トラスト・ホールディングスの株主構成、及び(iii)本株式交換後の三井住友トラスト・ホールディングスの資本政策等を考慮して、当社の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項を定めた三井住友トラスト・ホールディングスが新たに発行する第1回第七種優先株式を本株式交換における当社の第1回第二種優先株式の交換対価とすることが適切であると判断しました。

(3) 三井住友トラスト・ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、本株式交換に際して増加する三井住友トラスト・ホールディングスの資本金及び準備金の額を、以下のとおり決定しました。

① 資本金の額 0円

② 資本準備金の額 会社計算規則第39条第2項の規定に従い
三井住友トラスト・ホールディングスが
別途定める金額

③ 利益準備金の額 0円

これら資本金及び準備金の額につきましては、三井住友トラスト・ホールディングスの資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、当社と中央三井トラスト・ホールディングスとの間で協議のうえ、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断いたします。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 中央三井トラスト・ホールディングスの定款の定め

中央三井トラスト・ホールディングスの定款の定めは、添付資料4「中央三井トラスト・ホールディングス 定款」のとおりであります。なお、添付資料4に掲げる定款は、現時点での中央三井トラスト・ホールディングスの定款の内容であり、本株式交換後は、本株式交換契約第9条第1項の定めに従い、平成22年12月22日に開催予定の中央三井トラスト・ホールディングスの臨時株主総会兼種類株主総会において、添付資料5「中央三井トラスト・ホールディングス 定款変更案」のとおり変更される予定です。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

ア. 交換対価を取引する市場

① 普通株式

中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 優先株式

該当事項はありません。

イ. 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

① 普通株式

中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

② 優先株式

該当事項はありません。

ウ. 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

① 普通株式

該当事項はありません。

② 優先株式

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

ア. 普通株式

中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月間の株価推移は、以下のとおりです。

月 別	平成22年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月
最高株価(円)	356	348	336	318	299	315
最低株価(円)	313	311	290	296	275	273

なお、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示等により、中央三井トラスト・ホールディングスの普通株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

<http://www.tse.or.jp/>

イ. 優先株式

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

- (1) 中央三井トラスト・ホールディングスについての最終事業年度（平成22年3月期）に係る計算書類等の内容

添付資料6に記載のとおりであります。

- (2) 中央三井トラスト・ホールディングス及び当社についての最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 中央三井トラスト・ホールディングス

該当事項はありません。

- ② 当社

該当事項はありません。

6. 本議案の決議に関する事項

本株式交換契約第12条（本件株式交換の条件の変更及び本件株式交換の中止）又は第13条（本契約の効力）に定める事項により、本株式交換を中止した場合、又は本株式交換契約の効力が失われた場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

株式交換契約書（写）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日をもって商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更予定。住所：東京都港区芝三丁目33番1号。以下「甲」という。）及び住友信託銀行株式会社（住所：大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号。以下「乙」という。）は、平成22年8月24日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に1.49を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の第1回第二種優先株式（以下「乙優先株式」という。）の株主（以下「乙優先株主」という。）（但し、甲を除く。）に対し、乙優先株式に代わり、その有する乙優先株式の数の合計と同数の甲の第1回第七種優先株式（その発行要項は別紙1記載のとおりとし、以下「甲優先株式」という。）を交付する。
3. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の普通株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.49株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
4. 甲は、本件株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙優先株式1株につき、甲優先株式1株の割合をもって、甲優先株式を割り当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年4月1日とする。但し、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会及び甲の普通株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成22年12月22日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙優先株主による種類株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。但し、会社法第325条で準用する会社法第319条第1項により、本契約の承認に関し乙優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされる場合は、この限りでない。
3. 本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第7条（剰余金の配当の限度額等）

1. 甲及び乙は、平成22年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として、それぞれの従来配当方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円
 - (2) 乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円
2. 乙は、平成22年9月30日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、平成23年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額に、第1項に定める金額から第1項に従い実施した剰余金の配当の金額を控除した金額を加えた合計額を限度として、それぞれの従来配当方針に基づき、剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲においては、1株当たり8円、総額13,267,410,136円
 - (2) 乙においては、1株当たり10円、総額16,751,285,460円

4. 乙は、平成23年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙優先株主又は乙優先株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり21円15銭、総額2,305,350,000円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
5. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行うときは相手方の書面による同意を得るものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、基準時までに有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第9条（効力発生日以後の甲の定款及び役員）

1. 甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会（法令等上必要な場合は、同項に定める種類株主総会を含む。）において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、①商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（英語表記はSumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.）へ変更する旨、②本店所在地を東京都千代田区へ変更する旨、③甲優先株式の内容を追加する旨、及び④その他甲及び乙が合意する内容へ変更する旨の定款変更に関する決議を求める。
2. 甲及び乙は、効力発生日における甲の役員構成について別途協議し合意する。なお、甲の指名する取締役の数と乙の指名する取締役の数は同数とし、また、甲の指名する監査役の数と乙の指名する監査役の数も同数とする。甲は、第5条第1項に定める臨時株主総会において、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として、効力発生日付で、上記合意に基づき新たに甲の取締役及び監査役に選任すべき者を、甲の取締役及び監査役に選任する旨の決議を求める。また、甲及び乙は、それぞれ、効力発生日における甲の役員構成を当該合意に基づく役員構成とするために必要となる一切の行為を行う。

第10条（乙の定款変更）

乙は、第5条第2項に定める臨時株主総会において、乙の定時株主総会の基準日に関する定款規定を、平成23年3月30日までに本契約が効力を失っていないこと及び本件株式交換が中止されていないことを条件として、平成23年3月30日付で削除する旨の定款変更に関する決議を求める。

第11条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、効力発生日までに、本件株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件株式交換がその効力を生ずることを条件として甲の平成23年6月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。但し、第10条に定める定款変更に関する議案が第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において承認可決されなかった場合は、この限りではない。

第12条（本件株式交換の条件の変更及び本件株式交換の中止）

1. 本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本件株式交換を中止することができる。
2. 甲又は乙の第5条に定める株主総会において、第9条及び第10条に定める決議の全部又は一部が受けられなかった場合には、本契約のいずれの当事者も、相手方当事者との協議を経て、本件株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、甲若しくは乙の第5条に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合、又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成22年 8 月24日

甲 東京都港区芝三丁目33番 1 号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田 辺 和 夫 ⑩

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号
住友信託銀行株式会社

取締役社長 常 陰 均 ⑩

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
第 1 回第七種優先株式発行要項

1. 株式の種類

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第 1 回第七種優先株式（以下「本優先株式」という。）

2. 優先配当金

- ① 当社は、当会社定款第49条第 1 項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式 1 株につき 42 円 30 銭の剰余金（以下「本優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、第 3 項に定める本優先中間配当金の全部または一部および第 4 項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。
- ② ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては本優先配当金の額を超えて配当はしない。

3. 優先中間配当金

当社は、当会社定款第50条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 21 円 15 銭の金銭（以下「本優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次項に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

4. 優先臨時配当金

当社は、当会社定款第49条第 2 項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき経過期間相当額（当該配当の基準日（以下「本臨時配当基準日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から本臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を 365 で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を

四捨五入する。)をいう。)の金銭(以下「本優先臨時配当金」という。)を支払う。ただし、本臨時配当基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および別の本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

5. 残余財産の分配

- ① 当会社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。
- ② 前号に定めるほか、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

6. 優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- ① 当会社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ② 当会社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

7. 本優先株式の金銭を対価とする取得条項

- ① 当会社は、本優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)に、1株につき1,000円に経過配当相当額(取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいい、当該事業年度中に、取得日の前日(同日を含む。)までに設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。
- ② 前号に基づき本優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

8. 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は第2項第1号の定めによる本優先配当金(以下本項において同じ。)を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

9. 優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金、本優先臨時配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当会社の発行する他の種類の優先株式（当会社定款第6条に定める優先株式をいう。）と同順位とする。

10. 配当の除斥期間

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

（注） 本要項における当会社定款の条文番号は、本契約の締結日現在の当会社定款における条文番号である。本件株式交換に伴い、当会社定款の条文番号が変更された場合は、相当する条文番号に適宜読み替えるものとする。

株式交換契約に関する覚書（写）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で締結された平成22年8月24日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に関して、平成22年10月28日付で、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書において別段の定めのない限り、本覚書における用語の意味は本株式交換契約に定めるところによる。

第1条（効力発生日における甲の役員構成）

甲及び乙は、本株式交換契約第9条第2項に基づき、効力発生日における甲の役員構成を次の各号に定めるとおりとすることに合意する。

(1) 取締役

取締役会長	常 陰 均
取締役社長	田 辺 和 夫
取 締 役	奥 野 順
取 締 役	向 原 潔
取 締 役	北 村 邦太郎
取 締 役	大 塚 明 生
取 締 役	岩 崎 信 夫
取 締 役	佐谷戸 淳 一
取 締 役	落 合 伸 二
取 締 役	大久保 哲 夫

(2) 監査役

監 査 役	杉 田 光 彦
監 査 役	天 野 哲 夫
社外監査役	前 田 庸
社外監査役	中 西 宏 幸
社外監査役	星 野 敏 雄
社外監査役	高 野 康 彦

第2条（役員構成の継続）

甲及び乙は、特段の事情がない限り、平成23年6月開催予定の甲の定時株主総会で選任される取締役についても前条に定めるとおりとし、甲においてそのための選任議案の上程を行うことに合意する。

第3条（本株式交換契約との関係）

本覚書は、本株式交換契約第9条第2項に定める合意として、本株式交換契約の一部を構成するものであり、本株式交換契約と不可分一体のものとする。

本覚書締結の証として、本覚書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成22年10月28日

甲 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田 辺 和 夫 ⑩

乙 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

取締役社長 常 陰 均 ⑩

普通株式交換比率に係るファイナンシャル・アドバイザーの分析概要

1. UBS

UBSは、下記で言及される意見書を作成する過程において、市場株価分析、類似上場会社比較分析、貢献度分析、ディスカунテッド・キャッシュフロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を行いました。市場株価分析においては、平成22年8月17日（本経営統合における普通株式交換比率に関し一部報道機関による憶測報道がなされた日の前日）を基準日として、基準日の当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの株価終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における両社の株価終値の平均値に基づき、中央三井トラスト・ホールディングスの市場株価に対する当社の市場株価の比率（以下「市場株価比率」といいます。）の範囲が導き出されています。DCF分析においては、当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの株式価値並びに本経営統合の結果生じることが予測されるシナジーの株式価値相当額の範囲を算出し、DCF分析から得られた情報の中から、それらの株式価値を用いて、想定されうる普通株式交換比率（以下「インプライド比率」といいます。）が算定されています。DCF分析は、中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の経営陣が作成し、UBSによる利用につき当社の取締役会が指示した財務予測及び見通しを用いて、両社の普通株主に帰属する将来のキャッシュフロー（純利益に必要な資本を維持するための調整を行ったもの）の予測に基づいて行われました。市場株価分析の要約及びDCF分析から得られたインプライド比率の範囲は、以下の表に記載されています。なお、UBSは、実施した全ての分析結果を考慮したものの、類似上場会社比較分析及び貢献度分析に基づいたインプライド比率の範囲の算定は行っておりません。

分析手法	市場株価比率/インプライド比率
市場株価分析	基準日
	1.48
	1週間平均
	1.50
	1ヶ月平均
DCF分析	1.52
	3ヶ月平均
	1.49
	6ヶ月平均
	1.53
DCF分析	1.06～1.68

UBSは平成22年8月24日付で、本株式交換契約において合意された普通株式交換比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「UBS意見書」といいます。）を、当社の取締役会に対して提供しております。UBS意見書におけるUBSの意見は、当該意見書に記載された様々な重要な前

提条件、免責事項、考慮した事項及び制限（（注）に記載されるものを含みます。）に基づき、またそれらを前提としております。UBSのアドバイザリー・サービス及びUBS意見書は、当社の取締役会が本株式交換を検討する際の情報提供及び支援を目的として提供されたものであり、UBS意見書は、当社の普通株主による本株式交換又はその他のいかなる事項に関する議決権行使に対しても、何らかの推奨を行うものではありません。また、UBSは、特定の普通株式交換比率を唯一適切なものとして当社又はその取締役会に対して推奨することはしていません。

UBSの分析及び意見は必然的に、平成22年8月24日における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいており、UBSは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由によっても、その分析又は意見を更新、改訂もしくは再確認する責任を負うものではありません。当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの経営陣により作成され、UBSの分析のために利用することを当社の取締役会が指示したシナジーを含む両社の将来の財務予測及び見通しについて、UBSは、当社の取締役会の指示により、それらが当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。更に、UBSは、当社の取締役会の承認を得て、それらのシナジーを含む財務予測及び見通しが、想定された時間軸及び金額により達成されることを前提としております。

（注） UBSは、本経営統合に関する当社のファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その支払いの一部は本株式交換の完了を条件としており、また、その他一部の支払いについては当社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び中央三井信託銀行株式会社の合併の完了を条件としております）を受領する予定です。また、当社は、UBSのファイナンシャル・アドバイザー業務から生じる一定の債務についてUBSに対し補償することに同意しております。UBS及びUBSの関係会社は、過去において、（i）当社の完全子会社である住信リース株式会社と、住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社との合併や（ii）当社による日興アセットマネジメント株式会社の買収において、当社のファイナンシャル・アドバイザーを務めるなど、本経営統合以外においても当社及び中央三井トラスト・ホールディングス並びに両社の関係会社に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。UBS及びUBSの関係会社は、通常の証券業務において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、当社又は中央三井トラスト・ホールディングスもしくは両社の関係会社の有価証券に関して保有又は取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。UBS意見書の提供については、UBS及びUBS Securities LLCが権限を付与したそれぞれの委員会の承認を受けております。

上記の要約は、UBS意見書に関連してUBSが行った全ての分析及びUBSが検討した全ての要素の完全な記述ではありません。財務的な意見書の作成過程は主観的な判断を伴う複雑なものであり、部分的な分析又は要約説明は必ずしも適切ではありません。UBSは、UBSが行った分析（その一部は上記に要約されています）は全体として考慮される必要があり、分析の一部分のみを選択し、又は表形式で表示された情報に焦点を当てることにより、UBSの分析及び意見の基礎をなす過程に対する不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。UBSは、意見書の作成にあたり実施した分析のうち、一つの要素又は手法のみから、もしくはそれらに関して単独で結論を引き出すのではなく、実施した全ての分析結果及びそれらの分析の総合的な判断に基づいて、最終的な意見に達しました。

UBS意見書は、当社が取りうる他の事業戦略又は取引と比較した場合における本経営統合又は本経営統合に関連する取引の利点について意見を述べるものでなく、また当社が本経営統合又は本経営統合に関連する取引を実行するという決定の基礎をなす事業上の意思決定について意見を述べるものでもありません。当社の取締役会は、(i)UBS意見書に明示される限りにおける普通株式交換比率に関する意見を除き、本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」）の条件もしくは本経営統合又は本経営統合に関連する取引の内容について、又は(ii)当社の普通株主以外の、当社のあらゆる有価証券保有者、債権者又はその他の有権者にとっての公正性その他の考慮すべきいかなる事項についても、UBSに意見を述べることを依頼しておらず、またUBSもそのような意見は述べておりません。更に、UBSは、普通株式交換比率に関連して本経営統合の当事者の役員、取締役又は従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる報酬の金額や性質の公正性に関する意見も述べておりません。また、UBSは、本経営統合公表後の当社普通株式の取引価格、本経営統合に従い発行される三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式の価値、もしくは三井住友トラスト・ホールディングス普通株式、中央三井トラスト・ホールディングス普通株式又は当社普通株式のいかなる時点における取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、UBS意見書を提出するにあたり、当社の同意を得て、(i)最終的に締結される本契約書の内容が、UBSが確認した草案と重要な点において差異がないこと、(ii)本契約書の当事者が本契約書の全ての重要な条件を遵守すること、及び(iii)本経営統合が、本契約書の条件に従い、本契約書の重要な条項や条件について悪影響を与えるようないかなる権利放棄や修正もなされることなく実行されることを、それぞれ前提としております。また、UBSは、本経営統合の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他の機関による同意あるいは許認可が、当社、中央三井トラスト・ホールディングス又は本経営統合に対して重要な悪影響を与えることなく得られることを前提としております。UBSは、当社との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を付与されておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

UBSは、当社の取締役会の同意を得て、UBS意見書の作成にあたりUBSに提供され、又はUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておりません。更に、UBSは、当社の取締役会の同意を得て、当社又は中央三井トラスト・ホールディングスの資産又は負債（偶発的か否かを問いません）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、またそのような評価又は鑑定の提供も受けておりません。UBSは、融資やリースのポートフォリオ又はそれらに関連する損失の引当金等、個々の金融資産の評価における専門家ではなく、個々の信用情報の検証を行うことを依頼されておらず、また当該検証を行っておりません。またUBSは、当社及び中央三井トラスト・ホールディングスの当該引当金は、総計で、当該損失を補填するのに適切であるとの説明を受けそれを前提としています。

UBS意見書は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本会計基準」）に従って作成された財務情報に基づいています。UBSは、分析にあたり、国際財務報告基準に従って当社又は中央三井トラスト・ホールディングスが作成した財務情報を検討しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。またUBSは、当社の同意を得て、本経営統合が日本の所得税及び法人税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としております。UBS意見書は必然的に、UBS意見書の日付現在における経済環境、金融環境、市場環境、その他の状況、及び当該日現在においてUBSが入手可能な情報に基づいております。

2. 大和証券キャピタル・マーケット

大和証券キャピタル・マーケットは、市場株価分析及びDCF分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の普通株式交換比率のレンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、平成22年8月17日を基準日として、当該基準

日の株価終値、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を参照しています。

採用手法	普通株式交換比率の評価レンジ
1 市場株価分析	1.48～1.53
基準日	1.48
基準日直近1ヶ月間	1.52
基準日直近3ヶ月間	1.49
基準日直近6ヶ月間	1.53
2 DCF分析	1.36～1.55

大和証券キャピタル・マーケットスは、普通株式交換比率の分析に際して、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負いません。大和証券キャピタル・マーケットスは、当社及び中央三井トラスト・ホールディングス並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていない。大和証券キャピタル・マーケットスは、提供された事業計画及び財務予測その他将来に関する情報が、当社及び中央三井トラスト・ホールディングスそれぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的な手続に従って作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しています。大和証券キャピタル・マーケットスの分析は、平成22年8月23日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提とし、当該日付現在までに大和証券キャピタル・マーケットスが入手可能な情報に依拠しています。

大和証券キャピタル・マーケットスは、当社の取締役会に対して、平成22年8月23日付で、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された当社の普通株式1株に割り当てる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式数が、当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を交付しています。

3. J.P. モルガン

J.P. モルガンは、両社について、市場株価平均法による算定を行うとともに、中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P. モルガンに対して提出された両社の経営陣により作成されたそれぞれの財務予測に基づくDDM（ディビデンド・ディスカウント・モデル）法による算定、公開情報及び各社の財務予測に基づく貢献度分析による算定を行いました。各手法により、以下の普通株式交換比率の算定

レンジが示されました。なお、以下の普通株式交換比率の算定レンジは、当社普通株式1株について割当て交付する三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、普通株式交換比率等に関する憶測報道がなされた平成22年8月18日の前営業日である平成22年8月17日を基準日として、両社の株価終値、基準日から遡る1ヶ月間及び3ヶ月間の両社の終値平均株価を、算定の基礎としております。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.52
2	DDM法	1.45～1.53
3	貢献度分析	1.36～1.59

また、J.P. モルガンは平成22年8月23日付で、以下の前提条件とその他の一定の条件のもとに、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明を中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出しております。当該意見表明書は、中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会による本株式交換の評価に関連し、かつかかる評価を目的として中央三井トラスト・ホールディングスの取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、本株式交換その他の事項に関して、中央三井トラスト・ホールディングスの株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。

J.P. モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる普通株式交換比率算定を行うにあたり、公開情報、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは当社から提供を受けた情報又は中央三井トラスト・ホールディングス若しくは当社と協議した情報及びJ.P. モルガンが検討の対象とした、又はJ.P. モルガンのために検討されたその他の情報の一切についてその正確性及び完全性に依拠しており、独自にその検証を行ってはいません（又は独自にその検証を行う責任も義務も負っていません）。J.P. モルガンは、中央三井トラスト・ホールディングス又は当社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の信用力についての評価も行っておりません。J.P. モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の経営陣による将来の業績や財務状況についての意見表明時点で考えられる最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J.P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J.P. モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、平成22年8月23日付現在でJ.P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがあります。J.P. モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務を負いません。当該意見表明書は、本株式交換における普通株式交換比率が中央三井トラスト・ホールディングスにとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、中央三井トラスト・ホールディングスの他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本株式交換が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式交換を実行するという中央三井トラスト・ホールディングスの決定の是非について意見を述べるものではありません。J.P. モルガンは、将来において取引される三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）普通株式又は当社普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J.P. モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、(注)の記載をご参照下さい。

(注) J.P. モルガンは、本株式交換及び本経営統合の諸条件が定められた契約書（以下「本契約書」といいます。）により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約書に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約書の最終版はJ.P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J.P. モルガンは、本契約書及び関連する契約で中央三井トラスト・ホールディングス及び当社が行った表明と保証が、J.P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに中央三井トラスト・ホールディングスが本契約書又は関連する契約に規定された、J.P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J.P. モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については中央三井トラスト・ホールディングスのアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J.P. モルガンは、本株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、中央三井トラスト・ホールディングス若しくは当社又は本株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

中央三井トラスト・ホールディングスからJ.P. モルガンに対して提出された中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の各財務予測は、それぞれ中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の経営陣により作成されました。中央三井トラスト・ホールディングス及び当社のいずれも、J.P. モルガンによる本株式交換の分析に関連してJ.P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に関係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J.P. モルガンは、本株式交換のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本株式交換における普通株式交換比率に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J.P. モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J.P. モルガンの分析は全体として考慮される必要があります、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J.P. モルガンの分析及び意

見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J.P. モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ.P. モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかったかについての意見は述べておりません。むしろ、J.P. モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J.P. モルガンが使用した予想及びJ.P. モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。さらに、J.P. モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。

J.P. モルガンは本株式交換に関する中央三井トラスト・ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングスから報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式交換が実行された場合にのみ発生します。更に、中央三井トラスト・ホールディングスは、J.P. モルガンに対して、カウンセルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ.P. モルガンに生じ得る一定の責任についてJ.P. モルガンに補償することに同意しています。J.P. モルガン及びその関係会社は、中央三井トラスト・ホールディングス又は当社のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行っております。当該意見表明書の日付までの2年間において、J.P. モルガンは、中央三井信託銀行による永久劣後債務の買入消却取引における代理人を務め、また、中央三井トラスト・ホールディングス又は当社との間で、各種デリバティブ取引を行い、通常の報酬を受領しております。更に、J.P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として中央三井トラスト・ホールディングス又は当社から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J.P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、中央三井トラスト・ホールディングス又は当社が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J.P. モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

4. 野村證券

野村證券は、中央三井トラスト・ホールディングス及び当社について、市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引モデル分析法（DDM法）及び貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の普通株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に割り当てられる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式数のレンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成22年8月17日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成22年8月11日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成22年8月2日（両社による平成23年3月期第1四半期の決算発表日後）から基準日までの12営業日の株価終値平均、平成22年7月20日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成22年5月18日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成22年2月18日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

	採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.48～1.53
2	類似会社比較法	1.21～1.59
3	DDM法	1.38～1.58
4	貢献度分析	1.12～1.68

野村證券は、普通株式交換比率の算定に際して、中央三井トラスト・ホールディングスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、中央三井トラスト・ホールディングス、当社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の普通株式交換比率算定は、平成22年8月23日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、中央三井トラスト・ホールディングス及び当社の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券は、平成22年8月23日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された当社の普通株式1株に割り当てる三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式数が中央三井トラスト・ホールディングスの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を中央三井トラスト・ホールディングスに対して交付しております。

中央三井トラスト・ホールディングス 定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と称し、英文では、Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc. と表示する。

第2条（目的）

当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- 一 銀行、信託銀行、証券専門会社、保険会社その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- 二 その他前号の業務に付帯する業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 一 取締役会
- 二 監査役
- 三 監査役会
- 四 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、4, 193, 332, 436株とし、その内訳は次のとおりとする。

普通株式	4, 068, 332, 436株
第五種優先株式	62, 500, 000株
第六種優先株式	62, 500, 000株

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。

第8条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（基準日）

当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 優先株式

第12条（優先配当金）

当会社は、第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当の全部または一部および第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレ

ート等)に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。

第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標(LIBOR、TIBOR、スワップレート等)に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。

- 2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。

第13条 (優先中間配当金)

当会社は、第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

第14条 (残余財産の分配)

当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。

第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。

- 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

第15条（議決権）

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は第12条第1項の定めによる優先配当金（以下本条において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

第16条（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

- 2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

第17条（取得条項）

当社は、第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

第18条（優先順位）

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第49条第2項による剰余金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。

第4章 株主総会

第19条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。

第20条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生の要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。

第21条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役が招集する。

2 株主総会の議長には社長があたる。社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、ほかの取締役がその任にあたる。

第22条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第23条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第24条（議決権の代理行使）

株主は、当該株主総会において当社の議決権を行使することができる株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第25条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第26条（種類株主総会）

第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

第5章 取締役および取締役会

第27条（取締役の数）

当社には取締役10名以内を置く。

第28条（取締役の選任および解任）

取締役は、株主総会において選任し、または解任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第30条（代表取締役）

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。

第31条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役）

取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

一 会長は、取締役会を掌る。

二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。

三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。

四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。

五 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。

第32条（取締役会の招集）

取締役会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位にしたがい、その職務を代行する。

3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。

第33条（決議方法）

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役が取締役会決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案に異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第34条（議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第35条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第6章 監査役および監査役会

第36条（監査役の数）

当会社には監査役6名以内を置く。

第37条（監査役の選任および解任）

監査役は、株主総会において選任し、または解任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第38条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第39条（常勤監査役）

監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。

第40条（監査役会の招集）

監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会を招集するには、各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査役会を開催することができる。

第41条（決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第42条（議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第43条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第44条（社外監査役との責任限定契約）

当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 会計監査人

第45条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第46条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

第47条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第48条（自己の株式の取得）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる。

第49条（剰余金の配当の基準日）

当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第50条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

第51条（配当の除斥期間）

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。

中央三井トラスト・ホールディングス 定款変更案

平成22年12月22日に開催予定の中央三井トラスト・ホールディングスの臨時株主総会兼種類株主総会において、以下の定款一部変更に係る議案が第2号議案として上程される予定です。

なお、以下の記載に含まれる第1号議案とは本株式交換契約及び本覚書の承認に係る議案となっております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、新たな信託銀行グループが発足することとなります。これに伴い、当社現行定款のうち以下の事項について所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換の効力発生時（以下「本株式交換効力発生時」といいます。）に効力を生ずることといたします。

ア. 商号（変更後定款第1条）

本経営統合に伴い、商号を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に変更するものです。

イ. 本店の所在地（変更後定款第3条）

本経営統合に伴い、本店所在地を「東京都千代田区」に変更するものです。

ウ. 公告方法（変更後定款第5条）

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法について「日本経済新聞に掲載する方法」とし、発行地を限定する文言を削除するものです。

エ. 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数（変更後定款第6条）

本経営統合に伴い、発行可能株式総数および各種類の種類株式の発行可能種類株式総数の増加その他所要の変更を行うものです。

オ. 優先株式に係る規定（変更後定款第6条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第29条）

本経営統合に伴い、住友信託銀行の優先株式に関する定款の規定に相当する規定の追加その他所要の変更を行うものです。

カ. 副会長（変更後定款第34条）

会長を補佐する取締役を明確にするため、副会長の選定に関する規定を追加するものです。

キ. 常任監査役（変更後定款第42条）

監査体制の整備を図るため、常任監査役の選定に関する規定を追加するものです。

ク. 上記のほか定款全般にわたり、引用条数の変更および条数の繰下げ等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条（商号） 当社は、<u>中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。 第2条（条文省略） 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。 第4条（条文省略） 第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、<u>東京都において発行する</u>日本経済新聞に掲載する方法とする。 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4,193,332,436株</u>とし、<u>その内訳は次のとおりとする。</u>	第1条（商号） 当社は、<u>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。 第2条（現行どおり） 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。 第4条（現行どおり） 第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000株</u>とし、<u>各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第七種優先株式（以下併せて「第七種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
普通株式 <u>4,068,332,436株</u> 第五種優先株式 <u>62,500,000株</u> 第六種優先株式 <u>62,500,000株</u>	普通株式 <u>8,500,000,000株</u> 第五種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第六種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第2回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第3回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第4回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u> 第1回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第2回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第3回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u> 第4回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u>
第7条～第11条（条文省略）	第7条～第11条（現行どおり）
第12条（優先配当金） 当会社は、第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当の全部または一部および第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。	第12条（優先配当金） 当会社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。<u>なお、第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u> 第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。<u>なお、第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u>	第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。 第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。 <u>第1回第七種優先株式</u> 1株につき、年42円30銭 <u>第2回ないし第4回第七種優先株式</u> 1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 <u>各種類の第八種優先株式</u> 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額 <u>各種類の第九種優先株式</u> 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額

現 行 定 款	変 更 案
2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。 第13条（優先中間配当金） 当社は、第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</u> ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、<u>第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u>	2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。 第13条（優先中間配当金） 当社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</u>ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、<u>次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u> <u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u> <u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、年21円15銭</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第14条（残余財産の分配） 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額</u>を支払う。	<u>第14条（優先臨時配当金）</u> 当会社は、第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u> <u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> 1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額 <u>第1回第七種優先株式</u> 1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。） <u>第15条（残余財産の分配）</u> 当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>各種類の優先株式1株につき1,000円</u>を支払う。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u> <u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u> 2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。 第15条～第16条（条文省略） （新設） 第17条（取得条項） 当会社は、第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。	2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。 第16条～第17条（現行どおり） <u>第18条（普通株式を対価とする取得請求権）</u> <u>各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当会社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u> <u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u> <u>第19条（金銭を対価とする取得条項）</u> 当会社は、第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種類の第八種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。 (新設)	<u>2 当会社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u> <u>3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</u> <u>第20条（普通株式を対価とする取得条項）</u> <u>当会社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第18条（優先順位） 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、<u>第49条第2項による剰余金の配当に際し行った優先配当</u>および残余財産の支払順位は、同順位とする。 第19条～第25条（条文省略） 第26条（種類株主総会） 第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 第27条～第30条（条文省略） 第31条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 （新設） 二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 五 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。	<u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u> 第21条（優先順位） 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、<u>優先臨時配当金</u>および残余財産の支払順位は、同順位とする。 第22条～第28条（現行どおり） 第29条（種類株主総会） 第22条第2項、第24条、第25条、第26条、第27条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 第30条～第33条（現行どおり） 第34条（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 二 <u>副会長は、会長を補佐する。</u> 三 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 四 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。 五 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。 六 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。

現 行 定 款	変 更 案
第<u>32</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。 第<u>33</u>条～第<u>38</u>条（条文省略） 第<u>39</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 第<u>40</u>条～第<u>51</u>条（条文省略）	第<u>35</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役が</u>その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。 第<u>36</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり） 第<u>42</u>条（常勤監査役および常任監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 <u>2 監査役会は、その決議をもって、常任監査役若干名を選定することができる。</u> 第<u>43</u>条～第<u>54</u>条（現行どおり）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 9 期（平成21年 4 月 1 日から
平成22年 3 月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当グループは、銀行持株会社である中央三井トラスト・ホールディングスのもとで、中央三井信託銀行と中央三井アセット信託銀行における信託銀行業務、中央三井アセットマネジメントにおける投資信託委託業務、中央三井キャピタルにおけるプライベートエクイティファンド運営業務、その他の子会社などにおける信用保証業務、クレジットカード業務など、多様な金融サービスに係る事業を行っております。

【金融経済環境】

当期の経済環境を顧みますと、海外では、大規模な経済対策により景気は概ね底を打ち、特に中国などアジア諸国では回復傾向が強まりました。国内景気は、設備投資の低迷など自律的な力強さに欠けるものの、輸出拡大や経済対策の効果により持ち直しが続きました。

金融市場に目を転じますと、短期金利（翌日物コールレート）は、日本銀行の誘導目標である0.1%近辺で推移しました。長期金利は、国債増発懸念などから1.5%台に上昇する場面もみられましたが、概ね1%台前半で推移しました。日経平均株価は、期初の8,300円台から、景気回復期待を背景に上昇し、当期末には11,000円台で取引を終えました。為替市場では、期初より円高傾向で推移し、11月下旬にはドバイの信用不安の高まりなどから、一時14年ぶりに1ドル＝84円台に達しましたが、当期末には米国の景気回復期待などから93円台となりました。

【事業の経過】

このような経済・金融環境下、当グループは『利益の着実な積上げと将来の飛躍に向けた足固めにグループ総力を結集して取り組む』との基本方針のもと、グループ内の各社が、さまざまな活動を展開してまいりました。

〔中央三井信託銀行〕

手数料ビジネスの分野におきましては、個人向け業務では、投資信託・年金保険の販売業務において、お客さまのニーズにお応えした新商品を投入するなど、多様な運用手段のご提供に努めた結果、販売額については前期を上回る実績を確保いたしました。しかしながら、手数料収入については、手数料率の低下などを要因として、前期比減少を余儀なくされました。一方、遺言関連業務については、個別相談会やセミナーを開催するとともに、社員向け研修の充実などによりコンサルティング力の強化に努めた結果、遺言信託受託件数や遺産整理引受件数は増加し、過去最高の手数料実績となりました。

また、お客さまのニーズにお応えし利便性向上を図るべく、原則年中無休のコンサルティング特化型拠点「コンサルプラザ」を新たに出店したほか、退職されたお客さまに限定した特別金利定期預金キャンペーンなどを実施いたしました。

不動産業務では、取引先企業に対する経営・財務戦略の提案活動の推進ならびに不動産売買・活用ニーズの積極的な取り込みによる大型仲介案件の成約などを通じて収益を積み上げました。また、海外の有力投資家に対する直接アプローチを強化いたしました。しかしながら、不動産市場の回復の遅れから、前期比減収を余儀なくされました。

証券代行業務では、営業基盤の維持・拡大に向けて買収防衛策、株主総会支援などの各種コンサルテーション、議決権行使分析、株主分析などのIR（インベスター・リレーションズ＝投資家向け広報活動）・SR（シェアホルダー・リレーションズ＝株主向け広報活動）支援業務に積極的に取り組みました。また、当期は、みずほ信託銀行株式会社と共同で設立した日本株主データサービス株式会社を本格稼働させ、株券電子化に対応した株式事務の効率的かつ安定的な運営を図るとともに、事務品質の向上、IT・システムの高度化に取り組みました。

一方、資金運用ビジネスの分野におきましては、住宅ローン業務では、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、商品性を見直しを行うとともに、利便性の向上に向けたインターネットバンキング機能の拡充などに取り組んだ結果、貸出残高は着実に増加いたしました。また、高齢化社会の本格到来を見越し、これまでの「リバースモーゲージ」に加え「高齢者向けリフォームローン（元本一括返済型）」を新規投入いたしました。金融円滑化については、お客さまからの

返済条件の変更などに関するご相談に対しきめ細かな対応に努めました。

法人向け業務では、金融円滑化に向けた適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている中、大企業および中堅企業向けの良質な貸出案件への取り組みに加えて、中小企業向け信用保証協会保証付貸出など資金円滑化に向けた取り組みを推進いたしました。また、企業の事業再編・再生に関連した投資銀行業務においては、企業買収におけるファイナンス（レバレッジファイナンス）、再建型法的手続きにおける再生企業向けファイナンス（DIPファイナンス）などの多様なファイナンス手法を通じた資金供給に加え、M&Aの仲介などのアドバイザー業務を通じて、企業の事業再編・再生への取り組みを推進いたしました。

不動産ノンリコースローン業務、その他の投資業務では、リスク面に留意のうえ案件を厳選した運営を行いました。

〔中央三井アセット信託銀行〕

年金信託業務では、高度化・多様化するお客さまのニーズに幅広くお応えする観点から、不動産関連商品、プライベートエクイティ、グローバルエマージングファンドやアジア特化型ファンドなどお客さまに新たな付加価値を提供する運用商品のラインアップを拡充いたしました。また、退職給付制度全般にわたるコンサルティング機能を強化し、お客さまのニーズに応じたプロダクトのご提供、制度設計など、提案型営業を推進いたしました。確定拠出年金業務においては、加入者向けWebサービスを刷新し、年金資産残高・利回りなどの表示や資産運用のシミュレーション機能を追加するなど、お客さまの利便性向上に取り組みました。

証券信託業務では、投資信託委託会社向けに商品設計段階から提案活動を実施するなど、受託残高拡大へ取り組むとともに、リテール向け投資信託に係る投資助言などの受託に注力いたしました。

〔中央三井アセットマネジメント〕

個人投資家から機関投資家まで幅広いお客さまを対象に、当グループで培ってきた運用ノウハウを最大限活用した投資信託商品を提供いたしました。また、投資家のみなさま向けのセミナーを全国各地で開催したほか、ホームページや販売会社を通じたレポート配信など情報提供の充実に取り組みました。

〔中央三井キャピタル〕

プライベートエクイティ投資に係る高度な投資ノウハウ、広範なネットワークを最大限活用し、幅広い投資領域で積極的に投資活動を展開いたしました。また、投資事業組合の組成を通じ投資家の方々に良質で多様な分散投資機会を提供いたしました。

このような活動に加え、財務基盤のさらなる強化に向けて、中央三井信託銀行において以下の取り組みを行いました。

不良債権につきましては、処理を着実に進めるとともに、健全な貸出資産の積上げおよび厳格な与信管理を徹底し新たな不良債権の増加抑制に努めました。この結果、当期末の不良債権比率は、前期末比減少し1.2%となりました。

保有株式については、国際的な自己資本規制強化に向けた議論が進むなか、その残高の圧縮が財務上の重要な課題と認識し、具体的な計画を策定のうえ残高圧縮に向けた取り組みを進めました。この結果、当期末の国内上場株式残高（取得原価ベース）はグループ全体で前期末比78億円減少し4,739億円となりました。

こうした収益力強化や財務基盤強化に向けた取り組みを行う一方で、当グループでは、企業市民としての社会的責任を果たすべく、CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ＝企業の社会的責任）活動に取り組みました。当グループは、ステークホルダー（利害関係者）との対話を尊重し、着実な対応を継続していくことが重要であると考えております。このような考えに基づき、社会からの要請およびお客さまや従業員からの声を活かしながら、排出権取引における信託機能の活用やエコ・ファンドの取り扱いなどグループの金融・信託機能を活かした取り組みを進めました。またグループの各拠点では、振り込め詐欺未然防止に向けた街頭キャンペーンなど、地域社会の一員として社会貢献活動の取り組みを進めた他、本年1月には、当グループのCSR活動内容を盛り込んだ「CSRレポート2010」を発行いたしました。

【事業の成果】

以上の結果、当期の連結決算（連結子会社25社、持分法適用関連会社4社）に

つきましては、経常収益3,655億円、経常利益834億円、当期純利益468億円となりました。

なお、当期の当社単体の決算は、中央三井アセット信託銀行からの受取配当金などの計上により、営業収益136億円、経常利益22億円、当期純利益28億円となりました。

また、事業の種類別セグメントの業績は、信託銀行業については経常収益3,611億円、経常利益913億円、金融関連業その他については、経常収益377億円、経常利益25億円となりました。

【対処すべき課題】

当グループは以下の3点をグループの経営理念として掲げております。

- ◆金融機能と信託機能を駆使して社会のニーズに応え、国民経済の発展に寄与していきます。
- ◆企業市民としての自覚を常に持ち、その社会的責任を果たしていきます。
- ◆リスク管理体制と法令等遵守（コンプライアンス）体制の充実を図り、経営の健全性を確保していきます。

こうした経営理念のもと、当グループでは以下のように事業を展開してまいります。

『貯蓄から投資へ』の流れが戻りつつある投信市場や取引価格の調整の進展などにより取引量の回復が期待できる不動産市場に関連する業務について、引き続き重点的に推進してまいります。

また貸出関連業務については、従来から重点業務と位置付けている住宅ローンへの積極的な取り組みを行う他、事業会社向け貸出や不動産ノンリコースローンについても良質な案件に積極的に取り組んでまいります。

これらの有望分野におきましては、今後の競争における優位性を確保していくために、引続き経費全体では抑制を図りながら人員、経費の重点的な配分を行い、事業戦略の確実な実現を図っていく方針です。

〔CSR・内部管理態勢の整備について〕

CSRについては、今後とも金融機関としての公共的使命を十分に意識し、グループを挙げて活動を推進してまいります。

また、内部管理態勢の整備にあたっては、「当グループが社会から信頼される金融グループとして持続的発展を遂げていくためには、コンプライアンスやリスク管理態勢の充実が不可欠」という基本認識に立ち整備を進めてきております。近時、各金融機関においては自律的な内部管理態勢を構築していくことが求められています。当グループでは、社会的に求められる法令等遵守態勢ならびに事業環境・事業内容に応じて変化するリスクに対応する管理態勢を的確に構築していくとともに、社内の仕組みの有効性や実効性を自らがチェックする内部監査機能の充実にも努め、主体的に問題を把握し改善していく態勢の構築、強化に努めてまいります。

〔住友信託銀行との経営統合について〕

当社は、住友信託銀行株式会社との間で両社株主総会の承認と関係当局の認可などを前提として、経営統合を行うことについて基本合意し、昨年11月6日に基本合意書を締結いたしました。両グループの人材、ノウハウなどの経営資源を結集し、両グループの強みを融合することで、これまで以上にお客さまにトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることに合意したものです。

新たに誕生する信託銀行グループは、両グループが永年にわたり培ってきた信託銀行ならではの高度な専門性を大幅に強化できるとともに、信託銀行業界のみならず、わが国金融機関を代表するステイタス・強みを有することになります。新しい信託銀行グループは、お客さまとの高度な信頼関係を重視する「銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループ」として、グローバルに飛躍すべく、以下を目指してまいります。

(1)お客さまから見て

高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供する信頼できるパートナー

(2)社会から見て

社会性・公共性の高い信託業を営む企業として、高い自己規律に基づく健全性の高い経営を実践するとともに、積極的なCSR活動により社会に大きく貢献する企業

(3)株主さまから見て

銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合し、独自の高付加価値を創出する新しいビジネスモデルの金融機関

(4)従業員から見て

個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいがある職場

今後につきましては、両グループは、相互信頼と対等の精神を持って、この経営統合に取り組んでまいります。経営統合をできるだけ円滑かつすみやかに実現していくため、当社、住友信託銀行株式会社、両社の社長を委員長とする統合推進委員会を通じて、具体的な協議および準備を進めてまいります。

〔公的資金について〕

株式会社整理回収機構に引き受けていただいていた公的資金優先株式については、昨年8月1日に定款の定めにより、当社が優先株式全株（残高2,003億5千万円〔発行額ベース〕）を取得し、引換えに株式会社整理回収機構に対して当社普通株式500,875千株（引換価額400円）を交付しております。この結果、発行済普通株式の約3割を株式会社整理回収機構に保有していただくこととなりました。

公的資金については、公的資金の早期処分の原則を踏まえ、経営の健全性の維持および市場への悪影響の回避に十分留意しつつ、市場売却（売出し）などの方法により、出来るだけ早期に完済する方針とし、関係当局と協議を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	4,471	4,591	4,130	3,655
連結経常利益 (又は連結経常損失(△))	1,599	1,253	△1,169	834
連結当期純利益 (又は連結当期純損失(△))	1,127	718	△920	468
連結純資産額	11,373	10,192	6,884	8,465
連結総資産	140,905	144,728	150,864	149,779

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成22年3月31日現在の連結子会社及び持分法適用関連会社数はそれぞれ25社、4社です。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
営業収益	258	1,867	169	136
受取配当額	235	1,844	143	100
銀行業を営む子会社	233	1,840	140	99
その他の子会社	0	1	1	0
当期純利益	19,156 ^{百万円}	179,410 ^{百万円}	7,052 ^{百万円}	2,865 ^{百万円}
1株当たりの当期純利益	16 71 ^{円 銭}	182 46 ^{円 銭}	4 58 ^{円 銭}	1 92 ^{円 銭}
総資産	7,170	8,989	8,097	8,051
銀行業を営む子会社株式等	6,529	6,949	7,359	7,359
その他の子会社株式等	239	278	284	284

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)に従って算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	信託銀行業	金融関連業その他	信託銀行業	金融関連業その他
使用人数	8,169人	703人	8,130人	698人

(注) 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 信託銀行業

(イ)中央三井信託銀行株式会社：

- ・当該銀行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店、日本橋営業部、大阪支店、名古屋支店、他 計92店（前年度末91店）

上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を4ヶ所（前年度末4ヶ所）設置しております。

- ・当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業

(ロ)中央三井アセット信託銀行株式会社：本店、名古屋出張所、大阪出張所

ロ 金融関連業その他

中央三井アセットマネジメント株式会社：本社

中央三井キャピタル株式会社：本社

中央三井信用保証株式会社：本社、大阪支店

中央三井信不動産株式会社：本社、本店営業部

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
信託銀行業	12,039
金融関連業その他	492
合計	12,531

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。

ロ 重要な設備の新設等
(信託銀行業)

(単位：百万円)

会 社 名	内 容	金 額
中央三井信託銀行 株 式 会 社	1. 店舗の移設・改修	618
	2. ソフトウェア・事務機械への投資	8,583
中央三井アセット信託 銀 行 株 式 会 社	ソフトウェア・事務機械への投資	2,252

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(金融関連業その他)
該当ありません。

なお、記載すべき重要な設備の処分・除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立 年月日	資本金 (百万円)	当社議決 権比率 (%)	その他
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝 三丁目33番1号	信託銀行業	昭和37年 5月26日	399,697	100	—
中央三井アセット信託銀行 株式会社	東京都港区芝 三丁目23番1号	信託銀行業	平成7年 12月28日	11,000	100	—
中央三井アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝 三丁目23番1号	投信委託業務	昭和61年 9月19日	300	100	—
中央三井キャピタル株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目2番8号	プライベートエ クイティファン ド運営業務	平成12年 3月1日	1,247	100	—
エムティーエイチ プリファード キャピタル1(ケイマン)リミテッド [MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成14年 3月11日	29,200	100	—
エムティーエイチ プリファード キャピタル3(ケイマン)リミテッド [MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成15年 3月10日	31,700	100	—
エムティーエイチ プリファード キャピタル4(ケイマン)リミテッド [MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成16年 3月10日	10,800	100	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立 年月日	資本金 (百万円)	当社議決 権比率 (%)	その他
エムティーエイチ プリファード キャピタル5(ケイマン)リミテッド [MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成19年 2月8日	33,700	100	—
シーエムティーエイチ プリファード キャピタル6(ケイマン)リミテッド [CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成20年 1月29日	42,700	100	—
シーエムティーエイチ プリファード キャピタル7(ケイマン)リミテッド [CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited]	P0 Box309,Ugland House, Grand Cayman,KY1-1104 Cayman Islands	証券発行による 資金調達業務	平成20年 11月28日	41,600	100	—
中央三井信用保証株式会社	東京都目黒区目黒本町 二丁目17番18号	信用保証業務	昭和53年 7月10日	301	86.95 (86.95)	—
中央三井カード株式会社	東京都文京区小石川 一丁目12番16号	クレジット カード業務	昭和59年 3月22日	300	93.99 (93.99)	—
中央三井トラスト インターナショナルリミテッド [Chuo Mitsui Trust International Limited]	7th Floor,Triton Court 14 Finsbury Square, London,EC2A,1BR U.K.	証券業務	昭和61年 7月2日	2,806 [20百万英 ポンド]	100 (100)	—
中央三井信不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目4番4号	不動産仲介業務	昭和63年 2月5日	300	55 (55)	—
CMTBファシリティーズ 株式会社	東京都港区芝 三丁目33番1号	不動産賃貸業務	昭和63年 4月2日	100	100 (100)	—
CMTBエクイティ インベストメンツ株式会社	東京都港区芝 三丁目33番1号	有価証券 投資・管理業務	平成15年 9月18日	100	100 (100)	—
中央三井ファイナンスサービ ス株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目2番8号	金銭貸付業	平成16年 11月9日	3,150	100 (100)	—
東京証券代行株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目6番2号	証券代行業	昭和37年 11月1日	50	100 (100)	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	信託銀行業	平成12年 6月20日	51,000	33.33	—
日本株主データサービス 株式会社	東京都杉並区和泉 二丁目8番4号	事務請負業務	平成20年 4月1日	2,000	50 (50)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を付しております。

3. 当社議決権比率の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

4. 中央三井証券代行ビジネス株式会社と東京証券代行株式会社は平成21年9月1日に合併し商号を東京証券代行株式会社としております。

5. 子会社の重要な提携業務の概況は以下のとおりです。

[中央三井信託銀行]

(1)株式会社三井住友銀行との間で信託代理店※契約を締結しております。

(2)中央三井アセット信託銀行株式会社の信託代理店※となっております。

(3)MICS運営機構に加入し、加盟金融機関間でのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。また、株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(4)株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動預入及び自動引出しのサービスを行っております。

[中央三井アセット信託銀行]

中央三井信託銀行株式会社の銀行代理店となっております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務（併營業務）に係る代理店を総称したものです。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
古 沢 熙一郎	取 締 役 会 長 (代表取締役)		株式会社東芝社外取締役、富士フイルムホールディングス株式会社社外監査役、アサガミ株式会社社外取締役	
田 辺 和 夫	取 締 役 社 長 (代表取締役)		中央三井信託銀行株式会社取締役会長	
伊 東 朋 宏	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	内部監査部		
住 田 謙	専 務 取 締 役	経営企画部、業務部、人事部	中央三井信託銀行株式会社専務執行役員	
奥 野 順	取 締 役		中央三井信託銀行株式会社取締役社長	
川 合 正	取 締 役		中央三井アセット信託銀行株式会社取締役社長	
天 野 哲 夫	常 勤 監 査 役			
若 狭 保 弘	監 査 役		中央三井アセット信託銀行株式会社常勤監査役	
米 澤 康 博	社 外 監 査 役		中央三井アセット信託銀行株式会社社外監査役、早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
高 野 康 彦	社 外 監 査 役		中央三井信託銀行株式会社社外監査役、弁護士	
中 西 宏 幸	社 外 監 査 役		中央三井信託銀行株式会社社外監査役、三井化学株式会社相談役	

(注) 1. 監査役米澤康博氏、高野康彦氏および中西宏幸氏は、東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	6名	133
監 査 役	8名	37
計	14名	170

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、当事業年度の取締役に対する役員退職慰労引当金繰入額46百万円及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額8百万円が含まれております。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役は月額30百万円、監査役は月額9百万円であります。
4. 上記には、当事業年度中に退任した監査役3名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
米 澤 康 博	中央三井アセット信託銀行株式会社社外監査役、早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
高 野 康 彦	中央三井信託銀行株式会社社外監査役
中 西 宏 幸	中央三井信託銀行株式会社社外監査役

- (注) 1. 中央三井アセット信託銀行株式会社および中央三井信託銀行株式会社は当社の子会社であります。
2. 学校法人早稲田大学とは特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会・監査役会への出席状況及び発言その他の活動状況、在任期間
米 澤 康 博	当事業年度に開催された21回の取締役会のうち20回に出席し、また当事業年度に開催された17回の監査役会のうち16回に出席し、主にファイナンス理論を中心とした学識経験者の視点から発言を行っております。 なお、在任期間は平成17年6月から現在までに至っております。
高 野 康 彦	当事業年度に開催された21回の取締役会のうち19回に出席し、また当事業年度に開催された17回の監査役会のうち16回に出席し、主に経験豊富な法律家の視点から発言を行っております。 なお、在任期間は平成18年6月から現在までに至っております。
中 西 宏 幸	平成21年6月就任以降開催された16回の取締役会のうち15回に出席し、また平成21年6月就任以降開催された13回全ての監査役会に出席し、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。 なお、在任期間は平成21年6月から現在までに至っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
米 澤 康 博	会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。
高 野 康 彦	会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。
中 西 宏 幸	会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	11	11

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等の額には、当事業年度の社外役員に対する役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれております。

3. 上記には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

(1) 株式数

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(3) 大株主
普通株式

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

名 称 及 び 氏 名	当 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等	そ の 他
有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ッ (指定有限責任社員 手塚仙夫) (指定有限責任社員 木村充男) (指定有限責任社員 佐藤智治)	144	当該報酬等には「自己資本比率の算出プロセスの確認」等の非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)に係る報酬等が含まれております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額(上記を含む。)は481百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人であることが当社にとって支障があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

ただし、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、監査役会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。

ロ 会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、業績や自己資本の状況等を総合的に判断した上で適切に対応してまいります。

ハ 当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、中央三井トラストインターナショナルリミテッド[Chuo Mitsui Trust International Limited]は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保する体制

当社の業務の適正を確保する体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 法令等遵守体制の整備について

・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

- ①当社及び当グループの基本方針及び役職員が遵守すべき遵守基準を定める。
- ②法令等遵守に係る重要事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において審議し、必要に応じ取締役会で決議・報告を行う。
- ③本部に法令等遵守に関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- ④毎年度、法令等遵守態勢の整備に関する計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、銀行子会社及び運用子会社の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を確認する。
- ⑤役職員に対し法令等遵守に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ⑥役職員に対し当社業務に関する重要な法令違反行為について報告する義務を課するとともに、報告のための専用窓口を社内・社外に設置する。
- ⑦反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- ⑧以上の体制を確立するための規程及び役職員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を、取締役会が定める。

(2) リスク管理体制の整備について

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、次の施策を行う。

- ①リスク管理に係る重要事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において審議し、必要に応じ取締役会で決議・報告を行う。
- ②本部にリスク管理に関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- ③リスク管理に関する当グループの方針を策定するとともに、銀行子会社及び運用子会社の計画（内部管理態勢整備計画）策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を確認する。
- ④業務執行部門とは独立した内部監査部署が各部門の業務プロセスを監視し、不正防止及び業務プロセス改善の提言を行う。
- ⑤以上の体制を確立するための規程を、取締役会が定める。

(3) 業務執行体制の整備について

- ・ 役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ① 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
 - ② 業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、当社組織の機構・分掌及び役職員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。
 - ③ 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(4) 財務報告の適正性確保について

- ・ 財務報告の適正性を確保する体制を整備するため、上記(1)～(3)に加え、次の施策を行う。
 - ① 経理処理及び財務報告にあたっては、銀行法、会社法、金融商品取引法その他の諸法規等に照らして公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、適正で健全な処理を行う。
 - ② 経理業務を正確迅速に処理し、財政状態及び経営成績に関し真実かつ明瞭な報告を行うため、経理に関する基準を定める。
 - ③ 財務報告の基礎となる各業務プロセスの適切性を確保するため、業務執行部門とは独立した内部監査部署が各部門の業務プロセスを監視する。
 - ④ 以上の体制を確立するための規程を、取締役会が定める。

(5) 当グループ管理体制の整備について

- ・ 当グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ① 当社は銀行持株会社として、当グループ全体の法令等遵守体制及びリスク管理体制の整備に努める。
 - ② 当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社がリスク管理面、法務面での検証を行う。
 - ③ 当グループで発生・取得した適時開示対象情報は、当社が一元管理し適時適切に開示する。
 - ④ 当グループの全役職員を対象とする法令違反行為の社外報告窓口を設置し、万一、グループ会社における法令違反行為を確認した場合には適切な対応を指示する。

(6) 情報の保存・管理体制の整備について

- ・ 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - ②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(7) 監査役監査に関する体制の整備について

- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて、使用人を配置する。監査役室の使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事異動及び懲戒処分等にあたっては監査役の意見を尊重する。
 - ②監査役は、取締役会、経営会議のほか、監査役が必要と認める会議に出席することができる。役職員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行う等、監査活動に誠実に協力する。
 - ③法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査実施状況及び法令違反行為報告制度による重要な法令違反行為の報告等について、速やかに監査役へ報告する体制を整備する。
 - ④監査役は、必要があると認めるときは、内部監査部門による追加監査の実施その他必要な措置を求めることができるものとする。
 - ⑤以上の体制を確立するための規程を、取締役会が定める。

第9期末（平成22年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	262,240	預 金	8,759,917
コールローン及び買入手形	9,884	譲 渡 性 預 金	327,190
債券貸借取引支払保証金	1,521	コールマネー及び売渡手形	306,161
買 入 金 銭 債 権	98,818	債券貸借取引受入担保金	1,702,697
特 定 取 引 資 産	22,778	特 定 取 引 負 債	7,911
金 銭 の 信 託	2,234	借 用 金	1,217,246
有 価 証 券	4,525,683	外 国 為 替	21
貸 出 金	8,941,948	社 債	234,750
外 国 為 替	767	信 託 勘 定 借	995,612
そ の 他 資 産	446,145	そ の 他 負 債	170,887
有 形 固 定 資 産	126,000	賞 与 引 当 金	3,160
建 物	37,384	退 職 給 付 引 当 金	2,662
土 地	81,958	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,704
建 設 仮 勘 定	200	偶 発 損 失 引 当 金	12,022
その他の有形固定資産	6,456	繰 延 税 金 負 債	5,346
無 形 固 定 資 産	58,940	支 払 承 諾	384,117
ソ フ ト ウ ェ ア	16,221	負 債 の 部 合 計	14,131,410
の れ ん	35,304	（純 資 産 の 部）	
その他の無形固定資産	7,414	資 本 金	261,608
繰 延 税 金 資 産	150,296	利 益 剰 余 金	377,619
支 払 承 諾 見 返	384,117	自 己 株 式	△ 270
貸 倒 引 当 金	△ 53,410	株 主 資 本 合 計	638,957
		その他の有価証券評価差額金	35,002
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,705
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 15,532
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 1,738
		評価・換算差額等合計	20,436
		少 数 株 主 持 分	187,161
		純 資 産 の 部 合 計	846,556
資 産 の 部 合 計	14,977,966	負債及び純資産の部合計	14,977,966

添付資料5

添付資料6

第2号議案

種類株主総会参考書類

ご参考

第9期（平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目				金 額
経信	常託	収報	益酬	
資	金	用	息	365,516
貸有	出証	金	配当	50,874
コール	ローン	利息	金	181,592
債	借	及び	利息	122,029
預	け	受	入	55,570
そ	の	引	利	181
役	務	等	息	77
特	定	引	息	189
そ	の	業	益	3,543
そ	の	経	益	80,790
		費	益	2,592
			益	27,505
			用	22,161
経資	金	達	用	282,100
預	金	利	息	68,901
譲	渡	金	息	44,970
コール	マ	利息	息	1,422
売	現	先	利	725
債	貸	取	利	17
借	用	金	払	3,483
社	の	債	利	3,838
そ	の	の	息	7,512
役	務	引	息	6,929
そ	の	業	用	21,112
營	の	経	費	8,318
そ	の	常	費	149,232
貸	倒	当	入	34,536
そ	の	の	費	360
		金	常	34,175
経特	常別	利	益	83,415
固	定	利	益	2,579
償	却	処	益	234
偶	損	取	益	2,147
		金	益	197
特	別	損	失	1,196
固	資	産	用	501
統	合	の	損	525
そ	の	特	別	168
税	等	当	期	
法	税、	及	純	利
法	人	調	事	業
法	人	等	整	
少	数	主	合	利
当	期	純	利	
				84,798
				30,299
				7,672
				46,826

第9期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	261,608
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	261,608
利益剰余金	
前期末残高	338,564
当期変動額	
剰余金の配当	△ 7,765
当期純利益	46,826
自己株式の処分	△ 5
当期変動額合計	39,055
当期末残高	377,619
自己株式	
前期末残高	△ 262
当期変動額	
自己株式の取得	△ 18
自己株式の処分	9
当期変動額合計	△ 8
当期末残高	△ 270
株主資本合計	
前期末残高	599,910
当期変動額	
剰余金の配当	△ 7,765
当期純利益	46,826
自己株式の取得	△ 18
自己株式の処分	4
当期変動額合計	39,047
当期末残高	638,957
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 83,325
当期変動額	
株主資本以外の項目の	
当期変動額（純額）	118,327
当期変動額合計	118,327
当期末残高	35,002
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	2,406
当期変動額	
株主資本以外の項目の	
当期変動額（純額）	298
当期変動額合計	298
当期末残高	2,705
土地再評価差額金	
前期末残高	△ 15,532
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	△ 15,532

科 目	金 額
為替換算調整勘定	
前期末残高	△ 2,045
当期変動額	
株主資本以外の項目の	
当期変動額（純額）	307
当期変動額合計	307
当期末残高	△ 1,738
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 98,497
当期変動額	
株主資本以外の項目の	
当期変動額（純額）	118,933
当期変動額合計	118,933
当期末残高	20,436
少数株主持分	
前期末残高	187,041
当期変動額	
株主資本以外の項目の当	
期変動額（純額）	119
当期変動額合計	119
当期末残高	187,161
純資産合計	
前期末残高	688,455
当期変動額	
剰余金の配当	△ 7,765
当期純利益	46,826
自己株式の取得	△ 18
自己株式の処分	4
株主資本以外の項目の当	
期変動額（純額）	119,053
当期変動額合計	158,100
当期末残高	846,556

添付資料5

添付資料6

第2号議案

種類株主総会参考書類

ご参考

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 25社

主要な会社名

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

中央三井アセットマネジメント株式会社

中央三井キャピタル株式会社

MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited

CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited

CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited

なお、中央三井トラスト・リアルティ株式会社は、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、中央三井証券代行ビジネス株式会社は、東京証券代行株式会社との合併により連結範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。この変更による損益への影響はありません。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 4社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

日本トラスティ情報システム株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

1月24日 6社

12月末日 4社

3月末日 15社

- (2) 1月24日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、子会社6社については、当連結会計年度より決算日を7月24日から1月24日に変更しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれんについては、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。但し、重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。
6. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算期末月1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

- (4) 減価償却の方法

- ① 有形固定資産

連結される信託銀行子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,562百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当連結会計年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他資産」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
----------	--

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企

業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

＜預金払戻損失引当金＞

一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。

＜補償請求権損失引当金＞

土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。

(10)外貨建資産・負債の換算基準

連結される信託銀行子会社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11)リース取引の処理方法

国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

連結される信託銀行子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13)消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更】

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は419百万円減少、繰延税金資産は235百万円減少、その他有価証券評価差額金は344百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,534百万円増加しております。

注記事項

【連結貸借対照表関係】

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）
20,307百万円
2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当連結会計年度末に所有しているものが1,387百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当連結会計年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,278百万円、延滞債権額は79,645百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は58百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,904百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は110,885百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,325百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	2,529,071百万円
貸出金	765,768百万円
その他資産	70百万円

 担保資産に対応する債務

預金	3,959百万円
債券貸借取引受入担保金	1,702,697百万円
借入金	1,123,400百万円

 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 655,266百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は8,860百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,370,526百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,220,327百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融

情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
4,416百万円

- | | |
|--|--------------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 91,612百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 7,243百万円 |
| 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金92,500百万円が含まれております。 | |
| 14. 社債は、永久劣後特約付社債101,750百万円及び劣後特約付社債133,000百万円であります。 | |
| 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は124,395百万円であります。 | |
| 16. 1株当たりの純資産額 | 397円 69銭 |
| 17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・運搬具の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。 | |
| 退職給付債務 | △ 182,101百万円 |
| 年金資産（時価） | 209,054 |
| 未積立退職給付債務 | 26,953 |
| 未認識数理計算上の差異 | 70,763 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 97,717 |
| 前払年金費用 | 100,379 |
| 退職給付引当金 | △ 2,662 |

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は総合設立型厚生年金基金制度に加入しており、その年金資産は2,451百万円であります。

19. 連結される信託銀行子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,024,773百万円、貸付信託357,078百万円であります。

【連結損益計算書関係】

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益16,055百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却10,339百万円、株式等売却損1,578百万円及び株式等償却2,238百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 31円41銭

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,157,551	500,875	—	1,658,426	注1
第二種優先株式	93,750	—	93,750	—	注2
第三種優先株式	31,468	—	31,468	—	注2
合計	1,282,770	500,875	125,218	1,658,426	
自己株式					
普通株式	324	54	12	366	注3
第二種優先株式	—	93,750	93,750	—	注2
第三種優先株式	—	31,468	31,468	—	注2
合計	324	125,273	125,231	366	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加は、定款第19条の定めにより平成21年8月1日付で株式会社整理回収機構より第二種優先株式93,750,000株および第三種優先株式31,468,750株を一斉取得し、これと引換えに普通株式それぞれ375,000,000株および125,875,000株を交付したことによる増加であります。
2. 第二種優先株式および第三種優先株式の自己株式の増加は、定款第19条の定めにより普通株式への一斉転換を行うために平成21年8月1日付で株式会社整理回収機構より第二種優先株式および第三種優先株式を自己株式として取得したことによるものであります。第二種優先株式および第三種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,786百万円	5.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	1,350百万円	14.40円	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第三種優先株式	629百万円	20.00円	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当 たり配 当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	13,264百万円	(注)	8.00円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(注) 平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を上記のとおり提案しております。なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、中央三井信託銀行と中央三井アセット信託銀行における信託銀行業務、中央三井アセットマネジメントにおける投資信託委託業務、中央三井キャピタルにおけるプライベートエクイティファンド運營業務、その他子会社などにおける信用保証業務、クレジットカード業務など多様な金融サービスに係る事業を行っており、これらの事業を行うために、主に貸出金や有価証券などの金融資産を有し、預金などによる資金調達を行っております。金融資産および金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。当グループ全体の金融資産および金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。中央三井信託銀行および中央三井アセット信託銀行では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産および負債の総合管理（ALM）を実施しております。また、中央三井信託銀行においては、資産・負債から生ずる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 信用リスク

当グループは、主に事業法人及び個人に対する貸出を行っている他、取引先の発行する株式や債券への投資、デリバティブ取引等の与信関連取引を行っております。こうした与信関連取引は、取引先の財務状況の悪化などによってもたらされる信用リスクに晒されております。

② 市場リスク

当グループは、主に国債で構成される国内債券ポートフォリオを保有している他、株式、投資信託、匿名組合出資、外国証券、外国為替、デリバティブ等の様々な金融商品を対象としてトレーディングや投資活動を行っております。こうした金融商品は、金利、為替および有価証券等の市場価格やボラティリティの変動の市場リスクに晒されております。こうした金融商品の中には、上場株式や国債に比べて流動性が低く、市場価格が大きく変動しやすいものも含まれております。

また、当グループにおいては、貸出・有価証券等の受取利息と預金等の支払利息との利鞘が資金関係損益として主要な収益源の一つとなっておりますが、金利が変動した場合、運用金利と調達金利の変動の幅や時期の相違等により資金関係損益が減少するリスクに晒されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当グループは、主に国内の事業法人および個人からの預金の他、債券貸借取引市場でのレポ取引、借入金、社債等による資金調達を行っております。かかる資金調達にあたっては、当グループの財務状況や業績の悪化、当グループに対する悪い風評、経済環境の悪化、市場の流動性の低下等によって、資金調達コストが上昇したり、資金調達が制限されるなどの流動性リスクに晒されております。

④ デリバティブ取引の利用目的

(i) バンキング勘定

バンキング勘定では、当グループの資産・負債について金利・為替リスク等をヘッジする等の目的から、デリバティブ取引を活用しております。当グループでは、バンキング勘定のデリバティブ取引について、原則として「時価会計」を適用しております。また、ヘッジを目的としてヘッジ指定したデリバティブ取引のうち、ヘッジに高い有効性が認められる取引については、「ヘッジ会計」を適用し、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(ii) トレーディング勘定

トレーディング勘定においては、主に短期的な価格変動からの収益獲得手段としてデリバティブ取引を活用しており、また、お客さまに対しても、

これらの取引を用いた高付加価値商品や、財務リスク管理手段を幅広く提供しておりますが、その際、取引の内容と取引に係るリスクを十分理解していただくよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理の基本的枠組みを「リスク管理規程」に定め、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、当グループのリスクの状況をモニタリングするとともに、銀行子会社等に対して適切なリスク管理体制の整備などについて監督・管理・指導を行っております。

①信用リスクの管理

当グループでは、与信関連取引に係る信用リスク管理の基本方針を「信用リスク管理規程」において定め、格付制度、資産査定、与信集中リスク管理などの具体的な管理方法については、「事業法人信用格付規則」を始めとする諸規定において定めております。

また、個別取組案件の採否については、営業推進部門から独立した審査部門が、個別案件毎に資金使途、償還能力、担保力、収益性などの観点から厳格な審査・管理を行っております。

なお、デリバティブ取引等のクレジットラインについては、別に定める取扱基準に則り、厳正な手続きを経て設定を行い、ラインの遵守状況について適切に管理しております。

②市場リスクの管理

当グループでは、市場関連取引に係る市場リスク管理の基本方針を「市場リスク管理規程」において定め、具体的な管理手法や各種リミットの設定・管理、組織分離等については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制をとっており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに月次で経営会議へ報告されております。

中央三井信託銀行では、運用金利と調達金利の変動リスクをALMによって管理しております。ALMについては、総合企画部が運営全般を統括し、リスク統括部がモニタリングなどの管理・分析を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALMに関する事項を審議する目的で設置された「ALM審議会」に月次ベースで報告されております。また、「ALM審議会」では、市場関連取引における対応方針、資金計画の策定、ヘッジオペレーションの実施などについて審議しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループでは、流動性リスク管理の基本方針を「資金繰りリスク管理規程」で定めております。流動性リスクについては、資金ギャップなどについてガイドラインを設定し、リスク統括部が遵守状況をモニタリングすることにより管理を行っているほか、緊急時の対応策を定め、機動的な対応ができるようにしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	262,240	262,240	－
(2)コールローン及び買入手形（＊1）	9,871	9,884	13
(3)債券貸借取引支払保証金	1,521	1,521	－
(4)買入金銭債権（＊1）	98,598	98,655	56
(5)特定取引資産			
売買目的有価証券	50	50	－
(6)金銭の信託	2,234	2,234	－
(7)有価証券			
満期保有目的の債券	659,925	659,794	△131
其他有価証券	3,626,041	3,626,041	－
(8)貸出金	8,941,948		
貸倒引当金（＊1）	△51,873		
	8,890,074	8,951,323	61,249
資産計	13,550,558	13,611,745	61,187
(1)預金	8,759,917	8,799,353	39,436
(2)譲渡性預金	327,190	327,190	－
(3)コールマネー及び売渡手形	306,161	306,161	－
(4)債券貸借取引受入担保金	1,702,697	1,702,697	－
(5)借入金	1,217,246	1,221,320	4,074
(6)社債	234,750	237,844	3,093
(7)信託勘定借	995,612	995,612	－
負債計	13,543,577	13,590,180	46,603
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,749)	(3,749)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	8,905	8,905	－
デリバティブ取引計	5,156	5,156	－

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形、及び(3)債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(4)買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託の受益権証書についてはブローカーの価格

によっております。それ以外の債権については約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会の公表する価格等によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、ブローカーの時価によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

有価証券のうち、株式については取引所の価格により、債券については、私募債は内部格付・期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いた価額等により、それ以外の債券は日本証券業協会の公表する価格又はブローカーの価格等によっております。投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価格等によっております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 8,013 百万円増加、「繰延税金資産」は 3,255 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 4,757 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定しております。価格決定変数は、国債利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における取得原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は取得原価と近似しているものと想定されるため、取得原価を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間等に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値によっております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

譲渡性預金は、すべて預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳

簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (3) コールマネー及び売渡手形、及び(4)債券貸借取引受入担保金
これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (5) 借入金
借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定した現在価値によっております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のもの等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (6) 社債
社債については、日本証券業協会の公表する価格等のほか、市場価格がない場合には社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて算定した現在価値によっております。

- (7) 信託勘定借
信託勘定借は、連結決算日に要求された場合の返済額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利スワップ、金利スワップション等）、通貨関連取引（通貨スワップ、先物外国為替等）、債券関連取引（債券先渡取引等）、その他取引（クレジット・デリバティブ）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（追加情報）

金融派生商品のうちクレジット・デフォルト・スワップの一部については、当連結会計年度末においては、引続きブローカーから入手する価格が時価とみなせない状況であると判断されるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

この結果、ブローカーの価格による場合に比べ、「その他負債」、「その他業務費用」が1,537百万円減少し、「経常利益」、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、クレジット・デフォルト・スワップの市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間の価格比較等の分析を踏まえ、理論値モデルに基づいて算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	109,399
出資証券	120,210
外国証券	10,106
合 計	239,716

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊）当連結会計年度において、非上場株式について498百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	227,418	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	9,884	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	1,521	—	—	—	—	—
買入金銭債権	24,522	—	1,009	674	—	72,748
有価証券	778,482	861,309	1,059,065	264,043	398,851	422,067
満期保有目的の債券	411,155	79,623	146,700	—	—	22,445
その他有価証券のうち 満期があるもの	367,327	781,686	912,365	264,043	398,851	399,622
貸出金(※)	2,875,574	1,752,678	864,238	306,764	403,055	2,401,545
合 計	3,917,403	2,613,988	1,924,313	571,482	801,906	2,896,361

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの93,843百万円、期間の定めのないもの241,533百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	4,988,242	2,456,425	1,246,313	63,046	5,889	—
譲渡性預金	327,190	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	306,161	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	1,702,697	—	—	—	—	—
借入金	1,128,924	18,122	65,199	5,000	—	—
社債	—	55,000	83,000	70,650	10,000	16,100
信託勘定借	995,612	—	—	—	—	—
合 計	9,448,828	2,529,547	1,394,513	138,697	15,889	16,100

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。なお、預金には、当座預金を含めております。

【有価証券関係】

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△52

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	399,291	401,557	2,265
	社債	22,445	22,761	315
	その他	61,436	62,120	683
	小計	483,173	486,438	3,264
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	その他	237,908	234,348	△3,559
合計		721,082	720,787	△294

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	361,705	243,680	118,025
	債券	485,802	475,890	9,912
	国債	348,255	339,921	8,333
	地方債	644	639	4
	社債	136,902	135,328	1,573
	その他	285,046	282,148	2,897
	小計	1,132,554	1,001,719	130,835
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	186,268	231,287	△45,019
	債券	1,421,297	1,434,858	△13,561
	国債	1,284,255	1,296,509	△12,254
	社債	137,042	138,348	△1,306
	その他	899,196	924,407	△25,210
	小計	2,506,762	2,590,553	△83,791
合計		3,639,316	3,592,272	47,044

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	198,921	200,169	1,247
その他	2,175	4,027	1,852
合計	201,096	204,196	3,099

（売却の理由）「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）282項の①による満期日直前の売却及び83項の①による信用悪化に伴う売却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	72,793	17,754	974
債券	4,693,067	7,747	2,096
国債	4,604,510	7,417	2,093
社債	88,557	329	3
その他	1,762,574	11,550	1,771
合計	6,528,435	37,052	4,842

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,583百万円（うち株式1,569百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

【金銭の信託関係】

1. 運用目的の金銭の信託はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,234	1,694	540	540	－

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月10日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 手 塚 仙 夫 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 充 男 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第9期末（平成22年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	39,263	流 動 負 債	1,668
現金及び預金	1,922	未払費用	1,379
有価証券	35,000	未払法人税等	40
繰延税金資産	267	賞与引当金	80
未収収益	1	その他の	168
未収還付法人税等	2,024	固 定 負 債	191,105
その他の	48	社 債	189,700
固 定 資 産	765,885	退職給付引当金	1,041
有形固定資産	1	役員退職慰労引当金	363
器具及び備品	1	負 債 合 計	192,774
無形固定資産	4	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	株 主 資 本	612,375
投資その他の資産	765,879	資 本 金	261,608
投資有価証券	652	資 本 剰 余 金	118,668
関係会社株式	764,406	資本準備金	65,411
繰延税金資産	459	その他資本剰余金	53,257
その他の	361	利 益 剰 余 金	232,368
		その他利益剰余金	232,368
		繰越利益剰余金	232,368
		自 己 株 式	△270
		純 資 産 合 計	612,375
資 産 合 計	805,149	負 債 ・ 純 資 産 合 計	805,149

添付資料5

添付資料6

第2号議案

種類株主総会参考書類

ご参考

第9期（平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	13,651
関 係 会 社 受 取 配 当 金	10,043
関 係 会 社 受 入 手 数 料	3,607
営 業 費 用	10,545
社 債 利 息	7,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,871
営 業 利 益	3,106
営 業 外 収 益	66
受 取 利 息	0
有 価 証 券 利 息	47
受 入 手 数 料	0
法 人 税 等 還 付 加 算 金 等	10
そ の 他	7
営 業 外 費 用	889
支 払 手 数 料	376
統 合 関 連 費 用	507
そ の 他	4
経 常 利 益	2,283
税 引 前 当 期 純 利 益	2,283
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3
法 人 税 等 調 整 額	△585
法 人 税 等 合 計	△582
当 期 純 利 益	2,865

第9期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	261,608
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	261,608
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	65,411
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	65,411
その他資本剰余金	
前期末残高	53,262
当期変動額	
自己株式の処分	△ 5
当期変動額合計	△ 5
当期末残高	53,257
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	237,268
当期変動額	
剰余金の配当	△ 7,765
当期純利益	2,865
当期変動額合計	△ 4,899
当期末残高	232,368
自己株式	
前期末残高	△ 262
当期変動額	
自己株式の取得	△ 18
自己株式の処分	9
当期変動額合計	△ 8
当期末残高	△ 270
株主資本合計	
前期末残高	617,289
当期変動額	
剰余金の配当	△ 7,765
当期純利益	2,865
自己株式の取得	△ 18
自己株式の処分	4
当期変動額合計	△ 4,913
当期末残高	612,375

添付資料5

添付資料6

第2号議案

種類株主総会参考書類

ご参考

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜重要な会計方針に係る事項＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：3年～6年

また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用65百万円は、「投資その他の資産」中「その他」に含まれております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異については、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

<注記事項>

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	36,965百万円
長期金銭債権	112百万円
短期金銭債務	1,376百万円
長期金銭債務	189,700百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	13,651百万円
営業費用	7,923百万円
営業外収益	48百万円
営業外費用	129百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	324	54	12	366	(注) 1
第二種優先株式	－	93,750	93,750	－	(注) 2
第三種優先株式	－	31,468	31,468	－	(注) 2
合計	324	125,273	125,231	366	

(注) 1. 普通株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加、及び単元未満株式の処分による減少であります。

2. 第二種優先株式及び第三種優先株式の増加は、定款第19条の定めにより普通株式への一斉転換を行うために平成21年8月1日付で株式会社整理回収機構より自己株式として取得したことによるものであります。第二種優先株式及び第三種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

子会社株式受入価額	224,253百万円
退職給付引当金	397百万円
税務上の繰越欠損金	278百万円
その他	230百万円
繰延税金資産小計	225,159百万円
評価性引当額	△224,431百万円
繰延税金資産合計	727百万円
繰延税金資産の純額	727百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
[子会社]

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	中央三井信託 銀行株式会社	東京都 港区	399,697	信託 銀行業	直接 100%	銀行 子会社 役員の 兼任3人	譲渡性預金 の預入 (注)1 利息の受取 (注)1 経営指導料 の受取 (注)2	37,745 47 3,148	有価 証券 未収 収益 -	35,000 1 -
	M T H Preferred Capital 1 (Cayman) Limited	Cayman Islands	29,200	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 1,181	社債 未払 費用	29,200 201
	M T H Preferred Capital 3 (Cayman) Limited	Cayman Islands	31,700	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 1,363	社債 未払 費用	31,700 233
	M T H Preferred Capital 4 (Cayman) Limited	Cayman Islands	10,800	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 393	社債 未払 費用	10,800 66
	M T H Preferred Capital 5 (Cayman) Limited	Cayman Islands	33,700	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 1,000	社債 未払 費用	33,700 183
	C M T H Preferred Capital 6 (Cayman) Limited	Cayman Islands	42,700	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 1,481	社債 未払 費用	42,700 271
	C M T H Preferred Capital 7 (Cayman) Limited	Cayman Islands	41,600	証券発行 による 資金調達 業務	直接 100%	金銭貸借 取引	資金の調達 (注)3 利息の支払	- 2,253	社債 未払 費用	41,600 413

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 経営指導料は、当社の子会社あて役務提供に応じた経費相当額により決定しております。
3. 社債は全額、永久劣後特約付社債であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額
1株当たり当期純利益

369円33銭
1円92銭

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月10日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 手塚 仙夫 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 充男 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 智治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア. 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 天 野 哲 夫 ①
監査役 若 狭 保 弘 ①
社外監査役 米 澤 康 博 ①

社外監査役 高 野 康 彦 ①
社外監査役 中 西 宏 幸 ①

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の目的

平成23年4月1日をもって本株式交換の効力が発生いたしますと、当社の株主は株式交換完全親会社である三井住友トラスト・ホールディングス（現：中央三井トラスト・ホールディングス）1社となりますので、定時株主総会の基準日制度はその必要性を失うこととなります。本議案は、これに伴い、現行定款第11条の定時株主総会の基準日に関する規定を削除するとともに、現行定款第12条以下の条数を1条ずつ繰り上げるほか、所要の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、第1号議案が承認可決されること、普通株主様による種類株主総会において議案「当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決されること、平成23年3月30日までに本株式交換契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、平成23年3月30日をもって効力を生ずるものといたします。

2. 変更の内容

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（優先配当金） 第10条 当社は、第30条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、優先配当金の支払の直前事業年度中に第10条の2に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	（優先配当金） 第10条 当社は、第29条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、優先配当金の支払の直前事業年度中に第10条の2に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(優先中間配当金) 第10条の2 当社は、第30条第2項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。 (除斥期間) 第10条の10 第32条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。 (基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 第12条 (条文省略) 第16条 (種類株主総会) 第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 第17条 (条文省略) 第32条	(優先中間配当金) 第10条の2 当社は、第29条第2項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。 (除斥期間) 第10条の10 第31条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。 (削除) 第11条 (現行どおり) 第15条 (種類株主総会) 第15条の2 第11条第2項、第12条、第14条および第15条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 第16条 (現行どおり) 第31条

(ご参考)

平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当社からお支払いする予定でございます。

以 上

【普通株主様による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との
株式交換契約承認の件

当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）とは、平成22年8月24日をもって、両グループの経営統合に関して最終的な合意に達したため、平成23年4月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全子会社、中央三井トラスト・ホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び経営統合契約を締結いたしました。

また、当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、平成22年10月28日付で、本株式交換契約第9条第2項に基づき、本株式交換契約の一部を構成する合意として、「株式交換契約に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約及び本覚書の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約及び本覚書の内容等は、臨時株主総会の株主総会参考書類の7頁から100頁に記載の内容と同一であります。

なお、本株式交換契約第12条（本件株式交換の条件の変更及び本件株式交換の中止）又は第13条（本契約の効力）に定める事項により、本株式交換を中止した場合、又は本株式交換契約の効力が失われた場合は、本議案の決議は失効するものといたします。

以 上

ご 参 考

ご 参 考

株主総会参考書類第1号議案の添付資料2「株式交換契約に関する覚書（写）」の記載に基づき、平成22年12月22日に開催予定の中央三井トラスト・ホールディングスの臨時株主総会兼種類株主総会において、以下の取締役及び監査役の選任に係る議案が、第3号議案及び第4号議案として上程される予定です。

なお、以下の記載に含まれる第1号議案とは本株式交換契約及び本覚書の承認に係る議案となっております。

議案の概要は以下のとおりとなっております。

【中央三井トラスト・ホールディングスの取締役選任議案】

第3号議案 取締役5名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、住友信託銀行が当社の完全子会社となり、新たな信託銀行グループが発足することとなります。

つきましては、新たな信託銀行グループの持株会社として子会社に対する経営管理を適切に行えるよう、本株式交換契約に基づき、本株式交換に際し就任することとなる取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に効力を生ずることといたします。

また、現在の取締役の員数は6名ですが、取締役住田 謙氏は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に辞任される予定でありますので、本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じますと、本株式交換効力発生時直後における取締役の員数は10名となる予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数 (カッコ内は所有 する住友信託銀行 株式会社株式の数)
1	つね かげ ひとし 常 陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成16年6月 同社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年1月 同社取締役社長（現職）	普通株式 0株 (普通株式 42,000株)
2	むこう はら きよし 向 原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 同社執行役員 ホールセール企 画部長委嘱 平成16年6月 同社常務執行役員 ホールセー ル企画部長委嘱 平成17年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員（現 職）	普通株式 0株 (普通株式 50,157株)
3	おお つか あき お 大 塚 明 生 (昭和28年3月16日生)	昭和51年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成14年4月 同社執行役員 東京法人信託営 業第一部長委嘱 平成16年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成16年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員（現 職）	普通株式 0株 (普通株式 33,000株)
4	さ や と じゅん いち 佐谷戸 淳 一 (昭和30年9月27日生)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 米州地区統括支 配人兼ニューヨーク支店長委嘱 平成20年5月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成20年6月 同社取締役兼常務執行役員（現 職）	普通株式 0株 (普通株式 22,000株)
5	おお く ぼ てつ お 大久保 哲 夫 (昭和31年4月6日生)	昭和55年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 業務部長委嘱 平成19年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成19年6月 同社執行役員 平成20年1月 同社常務執行役員 平成20年3月 住友成泉株式会社 社外監査役 （現職） 平成20年6月 住友信託銀行株式会社取締役兼 常務執行役員（現職）	普通株式 0株 (普通株式 31,000株)

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

【中央三井トラスト・ホールディングスの監査役選任議案】

第4号議案 監査役3名選任の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、平成22年12月22日開催予定の住友信託銀行の臨時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会および第1回第二種優先株式の株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認可決されますと、当社と住友信託銀行との本株式交換の効力発生日に、住友信託銀行が当社の完全子会社となり、新たな信託銀行グループが発足することとなります。

つきましては、新たな信託銀行グループの持株会社としての監査体制の充実を図るため、本株式交換契約に基づき、本株式交換に際し就任することとなる監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に効力を生ずることといたします。

また、現在の監査役の員数は5名ですが、監査役若狭保弘氏および米澤康博氏は、本株式交換の効力が生ずることを条件として、本株式交換効力発生時に辞任される予定でありますので、本議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が生じますと、本株式交換効力発生時直後における監査役の員数は6名となる予定であります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数 (カッコ内は所有 する住友信託銀行 株式会社株式の数)
1	すぎ た て る ひ こ 杉 田 光 彦 (昭和26年7月14日生)	昭和50年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 東京営業第一部 長委嘱 平成17年6月 同社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 同社常務執行役員 平成17年6月 同社常務執行役員 審査部長委 嘱 平成19年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成21年5月 同社取締役兼専務執行役員 資 産金融部長委嘱 平成21年7月 同社取締役兼専務執行役員 (現 職)	普通株式 0株 (普通株式 46,000株)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数 (カッコ内は所有 する住友信託銀行 株式会社株式の数)
2	まえ だ ひとし 前 田 庸 (昭和6年11月18日生)	昭和47年4月 学習院大学法学部教授 平成13年11月 株式会社東京証券取引所 社外 取締役 (現職) 平成14年4月 学習院大学名誉教授 (現職) 平成15年5月 社団法人東京銀行協会 監事 平成15年6月 住友信託銀行株式会社 監査役 (現職) 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グルー プ 社外取締役 (現職) 平成20年5月 社団法人東京銀行協会 監事退 任	普通株式 0株 (普通株式 0株)
3	ほし の とし お 星 野 敏 雄 (昭和19年12月22日生)	昭和44年4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式 会社) 入社 平成4年6月 花王株式会社 取締役 平成8年6月 花王株式会社 常務取締役 平成10年8月 花王株式会社 常務取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取 締役社長 平成12年6月 花王株式会社 代表取締役専務 取締役 兼ニベア花王株式会社 代表取 締役社長 平成14年6月 花王株式会社 代表取締役専務 取締役 執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取 締役社長 平成15年6月 花王株式会社 代表取締役 専 務執行役員 兼ニベア花王株式会社 代表取 締役社長 平成19年7月 ニベア花王株式会社 代表取締 役社長退任 平成20年6月 花王株式会社 代表取締役 専 務執行役員退任 平成21年6月 住友信託銀行株式会社 監査役 (現職)	普通株式 0株 (普通株式 0株)

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2 前田 庸氏、星野敏雄氏は社外監査役候補者であります。

3 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ① 前田 庸氏は、会社法、手形小切手法を専門分野とする、わが国を代表する法律学者の一人であり、その知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に生かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- ② 星野敏雄氏につきましては、上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に生かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由

前田 庸氏は、過去に社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記3(1)記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(3) 社外監査役候補者との責任限定契約について

前田 庸氏および星野敏雄氏が監査役に選任された場合、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features approximately 20 horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

株主総会会場ご案内図

住友ビルディング12階会議室

(所在地：大阪市中心区北浜四丁目5番33号)



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車4号または10号出口から徒歩約3分
- 地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車1A号、1B号または5A号出口から徒歩約4分
- 京阪電鉄淀屋橋駅下車4号出口から徒歩約3分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。